平成２１年（フ）第１９１号
富山県砺波市庄川町天正501番地１
破産者　山本　輝雄
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３１６号
長野市風間1493、住民票上の住所長野県須坂市大字亀倉６番地の79
破産者　水澤　　猛
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１８号
愛媛県伊予郡松前町大字神崎22番地17
破産者　髙石　謙一
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７０号
福岡県久留米市北野町仁王丸413番地１
破産者　古賀　八郎
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１３４号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原29番地５
破産者　永田　　稔
１　破産債権の届出期間　平成23年７月７日まで
２　一般調査期日　平成23年７月22日午前10時30分
平成23年６月16日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３５号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原29番地５
破産者　永田　雅子
１　破産債権の届出期間　平成23年７月７日まで
２　一般調査期日　平成23年７月22日午前10時30分
平成23年６月16日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９６６３号
大阪市住吉区千躰２丁目５番６号　エコーハイツ503号
破産者　奥田　敏明
１　破産債権の届出期間　平成23年７月７日まで
２　一般調査期日　平成23年７月21日午後４時
平成23年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７号
福岡県久留米市山本町豊田126番地８
破産者　馬場　正一
１　破産債権の届出期間　平成23年７月12日まで
２　一般調査期日　平成23年９月14日午前11時30分
平成23年６月13日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１５２号
岩手県大船渡市猪川町字冨岡130番地１
破産者　山田　賢一
１　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
２　一般調査期日　平成23年８月30日午前11時
平成23年６月15日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１６号
北海道砂川市西二条南１丁目１番地
破産者　西川化学工業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
２　一般調査期日　平成23年９月８日午後１時30分
平成23年６月16日
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６９２０号
山口県下関市長府町川端１丁目３－２、開始決定時の住所大阪府枚方市東山２丁目３番地211
破産者　讃岐うどん讃蔵こと　安藤　祥二
１　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
２　一般調査期日　平成23年８月25日午後４時
平成23年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８３７号
大阪府豊中市西緑丘２丁目７番10―103号
破産者　中川　健生
１　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
２　一般調査期日　平成23年８月29日午後４時
平成23年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９５３号
大阪府和泉市黒鳥町２丁目１番７号
破産者　奥村　貴之
１　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
２　一般調査期日　平成23年８月23日午後１時30分
平成23年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９５号
大阪府八尾市南本町９丁目13―18、開始決定時の住所大阪府吹田市元町18番７号
破産者　出口　元巳
１　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
２　一般調査期日　平成23年８月22日午後４時
平成23年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第１４３号
愛知県碧南市田尻町１丁目14番地４
破産者　株式会社棚田工務店
１　期日　平成23年９月５日午後３時55分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月16日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１０５号
山口県萩市大字椿東5065番地の１
破産者　株式会社松本屋食品
異議申述期間　平成23年７月19日まで
平成23年６月15日　　山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第３８号
熊本県玉名市天水町小天1935番地３
破産者　横溝　一馬
異議申述期間　平成23年８月16日まで
平成23年６月16日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２６号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地2304―１　若の宮住宅
破産者　髙木いつ子
異議申述期間　平成23年８月16日まで
平成23年６月16日　熊本地方裁判所阿蘇支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９０号
岡山県岡山市北区北長瀬本町８番61号、住民票上の住所愛媛県松山市北久米町889番地１
破産者　田中　節三
免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
平成23年６月16日　　松山地方裁判所

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

平成２３年（モ）第５０４８号
（平成２３年（フ）第１３８号）
埼玉県草加市氷川町119番地６　若葉荘
破産者　中野　正美
破産手続開始決定日　平成23年５月６日
平成23年６月15日
さいたま地方裁判所越谷支部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１号
三重県津市牧町459番地の１
再生債務者　織田建設株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　三重県津市丸之内養正町４－１　森永三重ビル２階　室木・飯田法律事務所　弁護士　飯田　　聡
平成23年６月15日　　津地方裁判所